

## ホームアンテナ FT (4GLTE) の利用に係る規約

ソフトバンク株式会社

### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) がお客さまにホームアンテナ FT (4GLTE) (4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをいいます、以下「本サービス」といいます。) を提供するにあたって、お客さま遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約を、次条以下のとおり読み替えて適用するものとします。

3 本規約で使用用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT の利用に係る規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

### 第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網
3	3G プリペイドカード	4GLTE プリペイドカード

### 第3条 (条項の読替え・適用除外)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替え又は適用除外するものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第2条第(6)号	「BB サービス」とは、本規約別表記載の BB サービスをいいます。
2	第3条第3項第(3)号	前項第1号の場合、お客さまが満20歳以上であること。
3	第4条第(12)号	第4条第(13)号
4	第5条第2項、第5項及び第6項	(適用除外)
5	第16条	当社所定の方法により請求することがあります。
6	第19条	当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、催告なしに利用契約を解除又は本サービスの停止をすることができるものとします。
7	第19条第(15)号	その他、当社が必要と判断した場合
8	別表「1. 指定アナログ回線事業者及び指定アナログ回線」	(適用除外)
9	別表「2. BB サービス」	(本規約別表「BB サービス」に差替え。)
10	別表「4. 違約金」	(本規約別表「違約金」に差替え。)

### 第4条 (条項の追加)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約のうち、以下の条項については次のとおり追加するものとします。

項番	追加する条項番号	追加内容等
1	第4条第(12)号	大使館及び米軍基地でないこと。
2	第6条第3項	前二項にかかわらず、申込みが第3条(利用契約の申込み)第3項第2号及び第4条(設置場所等の条件)第10号の一方若しくは双方のみを満たさず、他の条件をすべて満たしているとき、既存の契約がホームアンテナ FT サービスの場合は、当社が申込みを承諾することができるものとします。この場合、お客さまは当該条件を遵守するものとします。

(2017年3月7日制定)  
 (2017年3月17日改定)  
 (2017年8月1日改定)  
 (2017年12月6日改定)  
 (2018年7月4日改定)  
 (2018年8月1日改定)  
 (2018年9月12日改定)

## ホームアンテナ FT (4GLTE) の運用管理に関する規約

ソフトバンク株式会社

### 別表

◆ BB サービス  
 <IPv6+IPv4接続方式>

### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) が、ホームアンテナ FT (4GLTE) (4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをいいます、以下「本サービス」といいます。) をお客さまに提供するにあたって、フェムトセル小型基地局の運用を行う者 (以下「運用者」といいます。) に遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約を、次条以下のとおり読み替えて適用するものとします。

3 本規約で使用用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

### 第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網

### 第3条 (条項の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替えるものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第3条第(9)号	「別表記載の無線局免許状等記載事項」とは、本規約別表記載の無線局免許状等記載事項をいいます。

(2017年3月7日制定)  
 (2017年3月17日改定)  
 (2017年8月1日改定)  
 (2017年12月6日改定)

## ホームアンテナ FT (4GLTE) に係る通信回線利用等に関する規約

ソフトバンク株式会社

### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) が、ホームアンテナ FT (4GLTE) (4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをいいます、以下「本サービス」といいます。) をお客さまに提供するにあたって、フェムトセル小型基地局のために利用される BB サービスの契約者 (以下「BB 回線契約者」といいます。) に遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約を、次条以下のとおり読み替えて適用するものとします。

3 本規約で使用用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

### 第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網

### 第3条 (条項の読替え・適用除外)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替え又は適用除外するものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第2条第5項	「BB サービス」とは、本規約別表記載の BB サービスをいいます。
2	第2条第8項	(適用除外)
3	第4条第2項	(適用除外)
4	第4条第3項第(1)号	「フレッツサービスに係る回線終端へのフェムトセル小型基地局等の接続に関する同意書」は、「推奨光回線サービス(IPoE接続方式)に係る回線終端へのフェムトセル小型基地局等の接続に関する同意書」と読み替えます。
5	第4条第3項第(2)号及び第(3)号	(適用除外)
6	第4条第4項から第6項	(適用除外)

(2017年3月7日制定)  
 (2017年3月17日改定)  
 (2017年8月1日改定)  
 (2017年12月6日改定)  
 (2019年2月4日改定)

事業者名		サービス名		サービスタイプ
推奨ブロードバンド	東日本電信電話株式会社 (インターネット)	推奨光サービス	フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ
				ファミリー・ハイスピードタイプ
				マンションタイプ

ド回線事業者	ットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)			マンション・ハイスピードタイプ
				ギガファミリー・スマートタイプ
				ギガマンション・スマートタイプ
				ファミリー・ギガラインタイプ
				マンション・ギガラインタイプ
	西日本電信電話株式会社 (インターネットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)		ファミリータイプ	
			ファミリー・ハイスピードタイプ	
			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集	
			マンションタイプ	
			マンション・ハイスピードタイプ	
	光コラボレーションモデル事業者(ソフトバンク株式会社に限る)		光コラボレーションモデル(サービス名は、光コラボレーションモデル事業者ごとに定められるものとします。)	ファミリータイプ
				ファミリー・ハイスピードタイプ
				ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集
				マンションタイプ
				マンション・ハイスピードタイプ
		マンション・スーパーハイスピードタイプ 集		
		ギガファミリー・スマートタイプ		
		ギガマンション・スマートタイプ		
		ファミリー・ギガラインタイプ		
		マンション・ギガラインタイプ		

◆ 違約金 (利用規約違反による)

機器		金額
フェムトセル機器等	フェムトセル機器 (4G LTE)	13,000円 (課税対象外)

◆ 無線局免許状等記載事項

下記の内容は、弊社が総務省に提出する無線局開設届および当該フェムトセル小型基地局が電波法の規定による審査に合格した無線局である事を証明する免許状の記載事項であり、お客さまは以下に定める無線局の運用者となります。(弊社に登録された運用者がお客さまと異なる場合、本書の内容を運用者にもお伝えください)

無線局免許状等記載事項			
包括免許人の氏名又は名称	ソフトバンク株式会社		
包括免許人の住所	東京都港区東新橋1-9-1		
特定無線局の種別	基地局		
特定無線局の目的	電気通信業務用	包括免許の番号	(※1)
包括免許の年月日	(※1)	包括免許の有効期間	平34.9.30まで
無線設備の設置場所とすることができる区域	(※1)	運用開始の期限	(※1) (※2)
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局		
包括免許人の事務所	東京都港区東新橋1-9-1		
電波の型式、周波数及び空中線電力			
10MOX7W	1849.9 MHz	1850MHz	25 mW
15MOX7W	1852.4MHz	1852.5MHz	25 mW
発行年月日	(※1)	発行者	(※1)

- ◆ 電波法第59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

※1 無線局免許状内容一覧参照

※2 運用開始の期限とは、個々のフェムトセル小型基地局の運用開始の期限を規定したものではございません。

《無線局免許状内容一覧》

No	設置場所 都道府県 名	管轄対象 総合通信局名称	無線局免許状等記載事項					
			包括免許の番号	包括免許の年月日	無線設備の設置場所と することができる区域	運用開始の期限	発行年月日	発行者
1	北海道	北海道総合通信局	北包第5658号	平30.2.15	北海道総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	北海道総合通信局長
2	青森県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
3	岩手県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
4	宮城県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
5	秋田県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
6	山形県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
7	福島県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平29.8.16	平成30年2月15日	東北総合通信局長
8	茨城県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
9	栃木県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
10	群馬県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
11	埼玉県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
12	千葉県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
13	東京都	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
14	神奈川県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
15	新潟県	信越総合通信局	信包第3700号	平30.2.15	信越総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	信越総合通信局長
16	富山県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平29.8.14	平成30年2月15日	北陸総合通信局長
17	石川県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平29.8.14	平成30年2月15日	北陸総合通信局長
18	福井県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平29.8.14	平成30年2月15日	北陸総合通信局長
19	山梨県	関東総合通信局	関包第22612号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	関東総合通信局長
20	長野県	信越総合通信局	信包第3700号	平30.2.15	信越総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	信越総合通信局長
21	岐阜県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	東海総合通信局長
22	静岡県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	東海総合通信局長
23	愛知県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	東海総合通信局長
24	三重県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	東海総合通信局長
25	滋賀県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
26	京都府	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
27	大阪府	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
28	兵庫県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
29	奈良県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
30	和歌山県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	近畿総合通信局長
31	鳥取県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	中国総合通信局長
32	島根県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	中国総合通信局長
33	岡山県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	中国総合通信局長
34	広島県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	中国総合通信局長
35	山口県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	中国総合通信局長
36	徳島県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	四国総合通信局長
37	香川県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	四国総合通信局長
38	愛媛県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	四国総合通信局長
39	高知県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	四国総合通信局長
40	福岡県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
41	佐賀県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
42	長崎県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
43	熊本県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
44	大分県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
45	宮崎県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
46	鹿児島県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平29.8.15	平成30年2月15日	九州総合通信局長
47	沖縄県	沖縄総合通信事務所	沖包第1599号	平30.2.15	沖縄総合通信事務所管内	平29.8.15	平成30年2月15日	沖縄総合通信事務所長